

「火の用心のくま ヒノカミベアー」の名称・デザイン利用に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、日立市消防本部（以下「消防本部」という。）が推進するアップサイクルの取組において、日立市内の障がい者就労支援施設等が取組む製作活動に「火の用心のくま ヒノカミベアー」（以下「ヒノカミベアー」という。）の名称及びデザインの利用に関する基本的なルールを定め、ヒノカミベアーのブランド価値を守りつつ、火災予防の啓発、障がい者就労支援施設等の製作活動の活性化及び就労支援を行うことを目的とする。

2 取組の概要

- (1) ヒノカミベアーの名称及びデザインの利用に関して、日立市内の障がい者就労支援施設等が消防本部に利用許諾申請を行い、消防本部が審査を実施する。
- (2) 消防本部は審査の結果、名称及びデザインの利用が適当であると判断した場合、許諾書を交付し、名称及びデザインの利用を正式に許諾する。
- (3) 消防本部は、許諾を受けた施設が製作する製品に関し、施設名、製品概要等について、公式ホームページに掲載することで公表する。
- (4) 消防本部は、許諾を受けた施設が製作する製品の品質、安全性及び販売に関し、一切の責任を負わない。また、製品素材等の提供を行わない。
- (5) 許諾を受けた施設の製品が、ヒノカミベアーや消防本部のイメージを損なう事案が生じた場合、許諾を取り消す場合がある。

3 利用対象施設

- (1) 日立市内に所在する障がい者就労支援施設等
 - (2) 本ガイドラインに同意し、所定の申請を行った施設
 - (3) 消防本部の審査により利用が適当であると判断された施設
- ※ 日立市外の施設、個人、一般企業は対象外とする。

4 申請及び許諾の手続き

- (1) 施設は、名称・デザイン利用に関する申請書を消防本部に提出する。
- (2) 消防本部は、次の観点で審査を行う。

ア 公序良俗に反していないか

イ 消防本部のイメージを損なわないか

ウ ヒノカミベアーの取組の趣旨に沿っているか

※「火の用心のくま ヒノカミベアー」デザイン例



- (3) 審査に適合した場合、許諾書を交付し、名称・デザインの利用を正式に許諾する。
 - (4) 許諾後、施設は自身の責任で製作・販売を行う。
ただし、ふるさと納税返礼品への登録を希望する場合、別途消防本部と協議すること。
-

5 利用範囲

- (1) 名称「火の用心のくま ヒノカミベアー」
※ 施設の製作活動の活性化等のほか、火災予防の啓発を目的とするため、名称の省略は認めない。
 - (2) 施設独自のデザイン（消防本部の審査で許諾されたもの）
※ デザインの著作権は施設に帰属するが、消防本部は適正利用の確保のため、利用停止や是正を求める権限を有する。
-

6 禁止事項

- (1) 許諾なしの名称及びデザインの利用
 - (2) フリマアプリ、ネットオークション、その他のSNS等を利用した個人販売や転売目的の利用
 - (3) 消防本部のイメージを損なう利用
 - (4) 危険性のある構造・部材の利用
 - (5) 思想・政治・宗教活動への利用
 - (6) 他者の知的財産権を侵害するおそれのあるデザインの利用
-

7 責任の所在

- (1) 名称・デザインを利用した製作物の品質、安全性、販売責任は製作販売を行った施設が負う。
 - (2) 消防本部は品質保証やクレーム対応を行わない。施設は法令適合及び消費者保護の責任を負う。
-

8 不正利用への対応

- (1) 無許諾や不適正な利用を確認した場合、消防本部は利用停止や是正を求めることができる。
 - (2) 悪質な場合は、不正競争防止法等に基づく措置を講じることがある。
-

9 ガイドラインの見直し

社会状況や取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて随時見直す。

10 審査担当課

消防本部総務課が審査を行う。

11 施行日

令和7年12月1日